

株式会社脱炭素化支援機構(脱炭素機構^{ジェーアイシーエヌ}(JICN))
の設立状況について



令和 4 年 1 1 月 2 2 日
株式会社脱炭素化支援機構
環 境 省

○ 株式会社脱炭素化支援機構（JICN）の創立総会の開催

- 令和4年10月28日（金）、株式会社脱炭素化支援機構（JICN）の創立総会が開催。民間株主82社中79社、環境省を含む関係省庁から、総計153人が出席。
- 創立総会后、会社設立の登記が申請され、同日付けで株式会社脱炭素化支援機構が設立。



【議事概要】

- ① 創立に関する事項の報告
- ② 定款の承認に関すること
- ③ 代表取締役、取締役、監査役、会計監査人の選任

【出席者】 ※総計153人

- 民間出資者 発起人4行（日本政策投資銀行、みずほ銀行、三井住友銀行及び三菱UFJ銀行）、引受人78社を併せた民間からの株主となる全82社中79社
- 環境省 西村環境大臣、山田環境副大臣、小林環境副大臣、国定環境大臣政務官、柳本環境大臣政務官、鎌水官房長
- 関係省庁 財務省、金融庁、総務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省

○ 株式会社脱炭素化支援機構（JICN）の設立目的と役割

- 脱炭素化支援機構は、国の財政投融資からの出資と民間からの出資（設立時は計204億円）を原資としてファンド事業を行う株式会社。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、呼び水として脱炭素に資する多様な事業への投融資（リスクマネー供給）を行い、脱炭素に必要な資金の流れを太く、速くし、経済社会の発展や地方創生、知見の集積や人材育成など、新たな価値の創造に貢献。

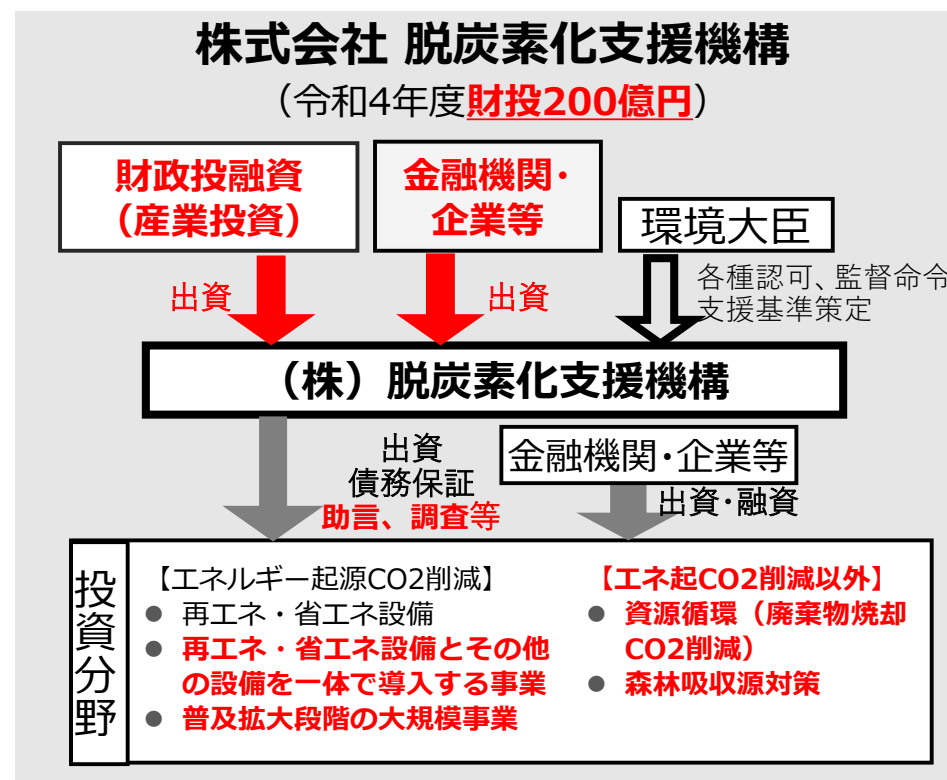
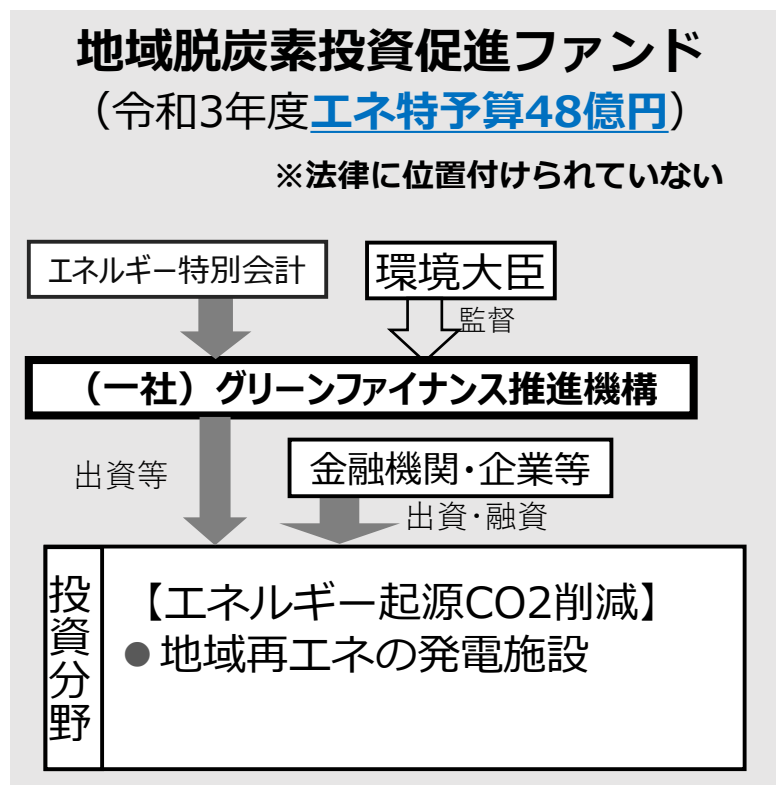
【令和4年10月28日設立】

【脱炭素投融資の拡大を通じた新たな価値の創造のアプローチ】

- 多種多様な事業者をつないで、資金ニーズと技術シーズをマッチさせて、新しい技術やモデルを用いたビジネスの形成を後押しする。
- 現場に赴き、株主や事業者、関係省庁や自治体、地域金融機関を含む幅広いステークホルダーと積極的に対話する。
- 実際の投資決定に当たっては、脱炭素への貢献度（案件による削減量や吸収量）のみならず、我が国経済社会の発展や地方創生への貢献や、地域の環境や社会との共生などの面でのインパクトも適切に評価して、脱炭素と $+\alpha$ の新しい価値の同時実現に貢献する。
- 投融資活動を通じて得られた知見やノウハウは、情報発信や目利き力のある人材の育成等を通じて株主や社会に共有する。

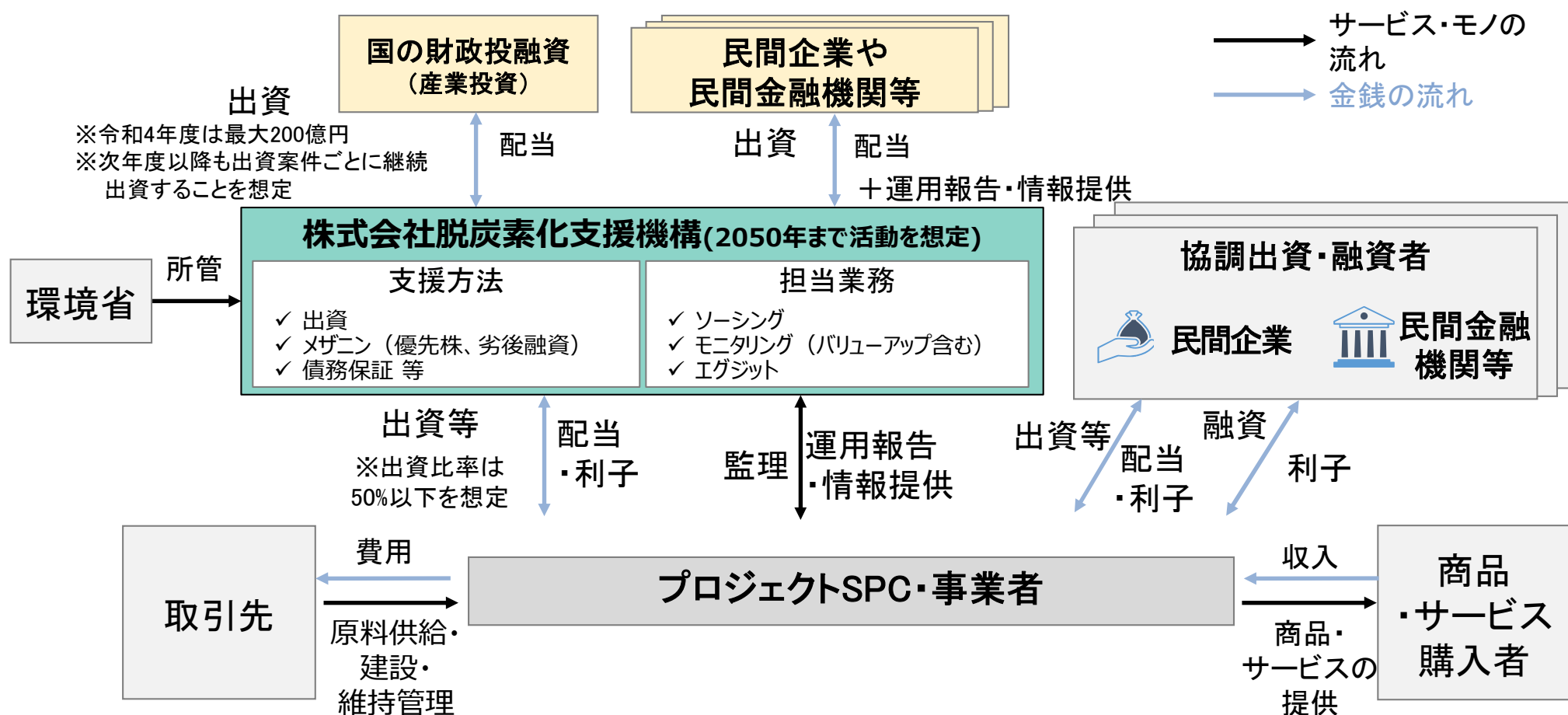
○ 改正地球温暖化対策推進法の概要

- 脱炭素化支援機構は、前身となるグリーンファイナンス推進機構から体制を移行し、ノウハウを継承しつつ、民間企業からの出資により民間目線のガバナンスも取り入れ、投資対象分野や規模等を拡大。
- 特に、地域の再生可能エネルギー案件などによる地域の脱炭素化支援だけでなく、日本全体の脱炭素化の加速にも貢献。
- グリーンファイナンス推進機構は、今後、新規の投資決定は行わない。（既存の出資案件の株式等を順次処分したうえで、解散・廃止する予定。）



○ 脱炭素機構（JICN）の基本スキーム

- 脱炭素機構は、国の財政投融资と民間からの出資を資本金とするファンド事業を行う株式会社で、資本金を基に、脱炭素に資する事業に対してエクイティ・メザニン等のリスクマネー供給を行い、巨額の民間ESG資金を脱炭素投資に振り向ける呼び水となることを目指す。
- 2050年カーボンニュートラルの実現まで活動。令和4年度の国からの最大出資額は200億円（令和5年度は400億円を要求中）。



○ 脱炭素機構（JICN）への民間出資企業

- 脱炭素機構には、オールジャパンで脱炭素に取り組む姿勢を打ち出すべく、脱炭素に意欲的に取り組む金融機関や事業会社を中心に幅広く、82社から102億円の出資。
- 設立時の資本金総額は国の産業投資からの出資と併せて計204億円。
- 民間出資の募集は今後も継続的に実施。

◆ 金融機関等（57機関）

下線の社は発起人

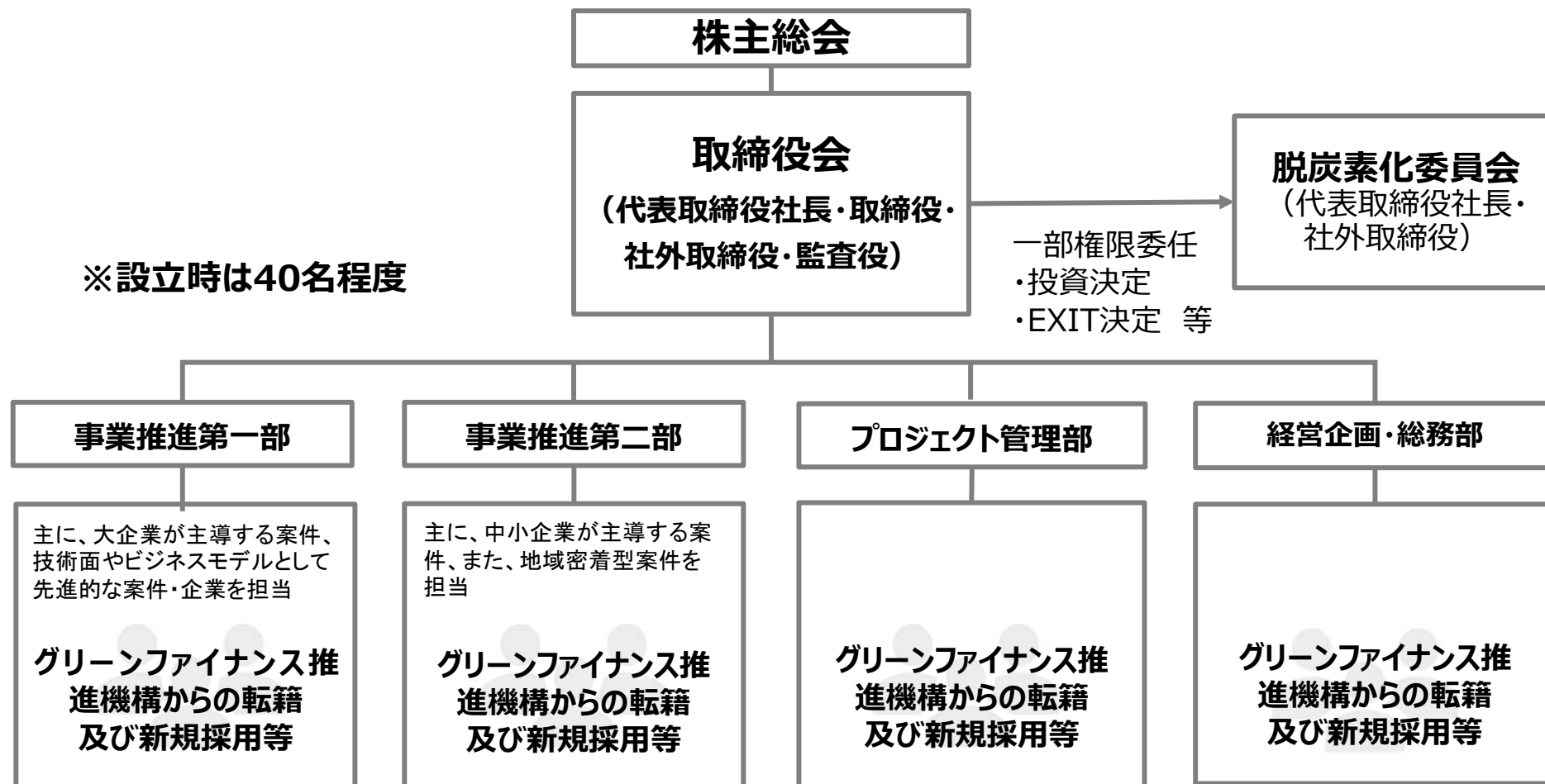
- ・ 政府系・系統金融機関：日本政策投資銀行、信金中央金庫、農林中央金庫
- ・ 都市銀行：みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行
- ・ 信託銀行：三井住友信託銀行
- ・ 地方銀行：北海道銀行、北洋銀行、青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、東邦銀行、群馬銀行、東和銀行、栃木銀行、足利銀行、常陽銀行、筑波銀行、千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、武蔵野銀行、きらぼし銀行、東日本銀行、横浜銀行、八十二銀行、長野銀行、山梨中央銀行、第四北越銀行、静岡銀行、大垣共立銀行、中京銀行、愛知銀行、北陸銀行、滋賀銀行、紀陽銀行、中国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、愛媛銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、佐賀銀行、大分銀行、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、肥後銀行、鹿児島銀行
- ・ 証券：野村ホールディングス
- ・ その他金融機関：ゆうちょ銀行、あおぞら銀行

◆ 事業会社（25社）

- ・ エネルギー：中部電力、関西電力、JERA、東邦ガス、大阪ガス、西部ガス、北海道ガス
- ・ 鉄鋼：神戸製鋼所
- ・ 化学：積水化学工業、昭和電工
- ・ 機械・電気：クボタ、日立造船、JFEエンジニアリング、アズビル、スズキ
- ・ 運輸：東日本旅客鉄道
- ・ 建設・住宅：戸田建設、西松建設、五洋建設、住友林業
- ・ ガラス・土石製品：日本ガイシ、太平洋セメント
- ・ 流通：セブン&アイ・HD
- ・ 通信：日本電信電話、KDDI

○ 脱炭素機構（JICN）の組織：設立時の組織体制

- 会社法のガバナンスに則った体制が基本。具体的には、株主総会の下に、取締役会を設置し、経営責任を負う形式。
- 投資決定については、民間の社外取締役等により構成される脱炭素化委員会が、中立的な観点から投資決定を判断する。



○ 脱炭素機構（JICN）の取締役・監査役等の一覧

●常勤取締役（業務執行取締役）

代表取締役社長 田吉 禎彦

取締役 専務執行役員 上田 嘉紀

取締役 常務執行役員 永島 徹也

※脱炭素化委員会委員

※事業推進担当

（CIO: Chief Investment Officer）

※経営企画総務渉外担当

●社外取締役

新井 良亮

大内 智重子

小関 珠音

武藤 めぐみ

※脱炭素化委員会委員長

※脱炭素化委員会委員

※脱炭素化委員会委員

※脱炭素化委員会委員

●監査役

野口 真有美

●会計監査人

東陽監査法人

(参考資料)

○ 脱炭素機構（JICN）の取締役・監査役 略歴①

代表取締役社長 ※脱炭素化委員会委員

田吉 禎彦 TAYOSHI Yoshihiko



1964年生まれ。1987年京都大学法学部卒業。

1987年 株式会社日本興業銀行入行

2006年 株式会社みずほコーポレート銀行

シンジケーション部 シンジケーション推進役

2008年 株式会社日本政策投資銀行入行

クレジットビジネスグループ参事役

2011年 同 シンジケーショングループ長

2013年 同 審査部担当部長

2015年～2021年 一般社団法人グリーンファイナンス推進機構常務理事

取締役専務執行役員（事業推進担当（CIO: Chief Investment Officer））

上田 嘉紀 UEDA Yoshinori



1969年生まれ。京都大学大学院工学研究科修士課程修了。
大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程単位取得退学。

1995年 関西電力株式会社 入社

2004年～2005年 Global Catalyst Partners（関電を休職）

2005年～2016年 関西電力グループ経営推進本部、環境室など

2016年～2018年 関西電力エネルギー・環境企画室 企画課長

2018年～2022年 合同会社K4 Ventures インベストメントアドバイザー

2020年～2022年 関西電力経営企画室イノベーションラボ担当部長

取締役常務執行役員（経営企画総務・渉外担当）

永島 徹也 NAGASHIMA Tetsuya



1969年生まれ。一橋大学社会学部卒業。

タフツ大学フレッチャ―法律外交大学院修士

1992年 環境庁入庁

2011年 環境省大臣官房政策評価広報課広報室長

2012年 同 廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室長

2014年 同 大臣官房参事官（中間貯蔵施設担当）

2016年 同 総合環境政策局環境影響評価課長

2017年 同 自然環境局総務課長

2019年 同 大臣官房総合政策課長

2021年 同 大臣官房総務課長

社外取締役 ※脱炭素化委員会委員長

新井 良亮 ARAI Yoshiaki



株式会社ルミネ 顧問

1946年生まれ

1966年 日本国有鉄道入社

1987年 国鉄分割民営化により東日本旅客鉄道株式会社に入社

2009年 同 副社長・事業創造本部長

2011年 株式会社ルミネ代表取締役社長 兼務

2017年 株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役（現職）

2019年 公益社団法人日本鉄道広告協会会長就任（現職）

2022年 株式会社ルミネ顧問に就任（現職）

○ 脱炭素機構（JICN）の取締役・監査役 略歴②

社外取締役 ※脱炭素化委員会委員

大内 智重子 OHUCHI Chieko

株式会社電通 エグゼクティブ・アドバイザー



1962年生まれ

1983年 株式会社電通入社

2018年 同社 執行役員

2019年 同社 エグゼクティブ・アドバイザー（現職）

公益社団法人 日本女子サッカーリーグ「WEリーグ」理事

(株)ハンディ顧問

(株)銀座パーキングセンター監査役

社外取締役 ※脱炭素化委員会委員

小関 珠音 OZEKI Tamane

大阪公立大学大学院都市経営研究科准教授



1965年生まれ。博士（学術、東京大学）

1989年 (株)日本興業銀行

2005年 GCA(株)、06年 (株)dimmi代表取締役

2012年 イノベーションドライブ合同会社

2014年 (株)幹細胞&デバイス研究所取締役(18年より顧問(現任))

2015年 東京大学大学院新領域創成科学研究科講師

2016年 大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授

2020年 (株)ジャパンディスプレイ取締役

社外取締役 ※脱炭素化委員会委員

武藤 めぐみ MUTO Megumi

独立行政法人 国際協力機構 上級審議役

1964年生まれ。政策研究大学院大学博士（開発経済）

1989年 海外経済協力基金採用

1999年 国際協力銀行 開発業務部企画課調査役

2010年 独立行政法人国際協力機構 東南アジア第一・大洋州部東南アジア第三課長

2012年 同 東南アジア・大洋州部次長

2018年 同 フランス事務所長

2018年 同 地球環境部長 兼 気候変動対策室長

2020年 同 研究所副所長

2021年 同 上級審議役就任



監査役

野口 真有美 NOGUCHI Mayumi

野口公認会計士事務所所長



1968年生まれ

1991年 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行

1993年 シティバンク、エヌ・エイ在日法人入社

1998年 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入社

2008年 野口公認会計士事務所 所長

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ監査役

独立行政法人国立公文書館監事、日本フェンオール株式会社取締役

公益社団法人日本広報協会監事、公益財団法人日仏会館監事

日本公認会計士協会組織内会計士協議会/社外役員協議会サステナビリティ部会委員

○ 脱炭素機構（JICN）の支援基準の概要

- 支援基準とは、脱炭素機構が対象事業活動を支援する際に、その対象となる事業者及びその内容を決定するに当たって従うべき基準。
- 地球温暖化対策推進法第36条の24に基づき、環境大臣が告示形式で制定。（令和4年10月28日制定）

支援基準の主な内容

1 支援の対象となる対象事業活動が満たすべき基準

(1) 政策的意義

- ・温室効果ガスの削減効果が高いこと
- ・経済と環境の好循環の実現を踏まえたものであること

(2) 民間事業者等のイニシアチブ

- ・脱炭素事業の推進に意欲のある民間事業者等の後押しとなること
- ・民間事業者等からの出資総額が、機構からの出資額以上であること

(3) 収益性の確保

- ・対象事業者が適切な経営責任を果たすことが認められること
- ・機構による適切な支援が行われることにより収益確保が認められること

(4) 地域との合意形成、環境の保全及び安全性の確保

- ・地方公共団体や地域住民との適切なコミュニケーションを確保すること
- ・地方公共団体が示した再生可能エネルギー事業に関する環境配慮の考え方に従っていること

2 対象事業活動全般について機構が従うべき事項

(1) 運営全般

- ・積極的に案件を発掘し、対象事業活動に対し、効果的な支援を行うこと
- ・脱炭素ビジネスへのリスクマネーの供給を先導すること

(2) 投資規律の確保

- ・運用の透明性を確保すること

(3) 機構の長期収益性の確保

- ・事業年度ごとに進捗状況や収益性を適宜評価しつつ、長期収益性を確保すること

(4) 民間ステークホルダーとの連携

- ・機構の中立性を確保すると同時に、民間出資者等とともに、オールジャパンで脱炭素社会の実現に取り組む機運の醸成に継続的に努めること

(5) その他

- ・行政機関等の関係者と相互に連携を図り、相乗効果発揮による効率的な支援を行うこと

○ 支援基準に示された脱炭素機構（JICN）の支援対象の考え方

- 脱炭素機構は、脱炭素社会の実現に貢献する事業であって、民間企業が主導する採算性のある事業について、民間資金単独での資金調達を補完するための資金供給を行う。
- 具体的な投資対象の定義や要件等は、このような、支援基準に示された考え方に沿って、今後脱炭素化支援機構において検討していく。

●【政策性】 脱炭素社会の実現に貢献する事業であること

- ① 自社の温室効果ガスの排出量の削減や吸収量の増大を行う事業活動
- ② 他社の温室効果ガスの排出量の削減や吸収量の増大に寄与する事業活動
- ③ これらの事業活動を支援する事業活動

※いわゆるグリーンウォッシュに該当する案件を支援することがないようにスクリーニングを行う。

●【収益性】 事業採算性があること

事業実施によるキャッシュフローによる投資回収が見込まれるものであること。

※民間資金による資金調達を補完するための公的なファイナンスのニーズがあることが前提。

●【経営体制】 民間事業主体が主導する事業運営

- － ビジネスモデルを普及拡大させる等、脱炭素事業の推進に意欲のある民間事業者等であること。
- － 公的なファイナンスを受けることにも鑑み、対象事業者が適切な経営責任を果たすことが見込まれること。

※具体的な支援決定は、ポートフォリオ全体の構築に留意しながら総合的に判断しながら行う。

○ 脱炭素機構（JICN）の投資対象となるプロジェクトの類型

○ 脱炭素機構は、従来グリーンファイナンス推進機構が対象としていた事業領域に加えて、脱炭素に資する幅広い事業領域に対して支援を行っていく。

※以下の記載例は、限定列挙しているものではない。

エネルギー起源CO2の削減

【発電・熱供給】

- ✓ 再エネ発電事業（太陽光発電・風力発電・中小水力発電・バイオマス発電・地熱発電等）

※FITを活用した太陽光発電は、現行グリーンファイナンス推進機構における運用を踏襲し、資金供給の対象外とする。

- ✓ 再エネ熱供給事業
- ✓ 火力発電のバイオマス・アンモニア等の混焼
- ✓ バイオマス燃料の製造・販売

【住宅・家庭】

- ✓ ZEHの建設、販売
- ✓ 住宅の省エネ改修、屋根上太陽光や蓄電池の設置・販売

【農林水産・食品分野】

- ✓ ソーラーシェアリングの設置
- ✓ 省エネ型・ノンフロン型の業務用空調冷凍設備の設置

【移動・モビリティ】

- ✓ 再エネと組み合わせたEVや充放電設備の導入
- ✓ 脱炭素型の船舶の導入
- ✓ カーボンニュートラルポート、カーボンニュートラル空港の整備

【サプライチェーン】

- ✓ 再エネ・蓄エネ・省エネなどの脱炭素関連の製品やサービス、素材・部材の製造・販売
- ✓ 再エネ供給関連や水素等のエネルギー貯蔵施設の開発
- ✓ マイクログリッド等再エネの最大化を促す配電事業

【オフィスビル・商業施設など】

- ✓ ZEBの建設、販売
- ✓ ソーラーカーポートなどのオンサイト太陽光発電の設置
- ✓ 省エネ改修等による脱炭素化
- ✓ 工場の脱炭素化（電化、設備更新等）

エネルギー起源CO2以外の削減

- ✓ プラスチックのケミカルリサイクル、代替素材の開発
- ✓ セメント産業等の製造過程の更新投資等
- ✓ ごみ焼却施設更新時のメタン発酵バイオガスへの転換投資
- ✓ 農畜産のメタン排出削減に係る設備設置等

温暖化ガス吸収量の増大

- ✓ 森林整備を伴う林業再生、耕作放棄地での燃料栽培、グリーンインフラ整備等

上記に記載される企業へのファイナンスを行う企業への投融資等

○ 官民ファンドの運営に係るガイドラインへの対応状況①

運営全般(政策目的、民業補完等)

<地球温暖化対策推進法上の政策目的>

- 脱炭素化に資する事業に対し資金供給その他支援を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に寄与すること。

<民業補完>

- 環境省が制定した支援基準に基づき、機構は以下の内容を踏まえた運用を行う。
 - 民間資金の呼び水となる資金供給を行い、脱炭素ビジネスへのリスクマネーの供給を先導すること。
 - 民業補完の観点から民間の事業活動等を後押しすること。
 - 民間事業者等からの出資の総額は、機構からの出資額以上であること。

投資の態勢

- 地球温暖化対策推進法に基づいて設置される脱炭素化委員会が支援対象となる事業者及び支援の内容の決定を行うこととされており、設立時の脱炭素化委員会は代表取締役1名及び社外取締役4名の計5名で構成される。
- 支援基準において、以下の通り規定してあり、これを踏まえた運用を行う。
 - 積極的に案件の発掘等に取り組むことにより、蓄積したノウハウを社会に還元。
 - 民間事業者等の慣行を踏まえ、機構の役職員が責任を持って業務を行う体制や報酬体系を整備。

○ 官民ファンドの運営に係るガイドラインへの対応状況②

投資方針(投資採算等)

- 支援基準において、以下の通り規定しており、これを踏まえた運用を行う。
 - 対象事業者が適切な経営責任を果たすことが見込まれること。
 - デューディリジェンス及び機構による適切な支援により、対象事業者等の収益確保が見込まれること。
 - 支援決定を行ってから一定の期間以内に、資金回収が可能となる蓋然性が高いものであること。
 - 投資等の運用の透明性を確保すること。
 - 機構は、個別の対象事業活動支援を通じて得られる総収入額が、長期的に必要な総支出を上回るように、事業年度ごとに進捗状況や収益性を適宜評価しつつ、長期収益性を確保すること。

投資実績の評価及び開示(モニタリング方針、EXIT方針等)

- 支援基準において、以下の通り規定しており、これを踏まえた運用を行う。
 - 支援継続の妥当性等について状況に応じ適切な頻度で検証を行うこと。
 - 検証を踏まえ、運用方針を適切に見直すこと。
 - 投資に係るリスクを継続的に把握・評価すること。
 - 投資決定時等における適切な情報開示を継続的に行うこと。
 - 事業年度ごとに進捗状況や収益性を適宜評価する。
 - 支援事業の業績が悪化した場合に、その改善に向けた措置を尽くすこと。それでもなお改善が見込めない場合には、対象事業者を含む第三者への保有株式売却等の方策を検討すること。

○ 官民ファンドの運営に係るガイドラインへの対応状況③

監督官庁及び出資者たる国とファンドとの関係

- 地球温暖化対策推進法では、以下の通りとされており、これを踏まえた運用を行う。
 - 株式等の発行等については環境大臣の認可を受ける。
 - 取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、環境大臣の認可を受ける。
 - 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、環境大臣の認可を受ける。
 - 機構が支援決定しようとするときは、環境大臣及び支援対象の事業を所管する大臣からの意見を聴取する。
- 支援基準において、以下の通り規定してあり、これを踏まえた運用を行う。
 - 機構は国に対し、対象事業活動の状況等について、適時・適切に報告する。
 - 機構に出資する国及び民間事業者等に必要な説明を行うことにより、投資等の運用の透明性を確保する。
 - 機構は、対象事業活動に関連する国の行政機関、政府関係機関、地方公共団体及び官民ファンドその他関係者と相互に連携を図り、相乗効果の発揮による効率的な支援を行う。